

平成 24 年度第 1 回春日井市地域自立支援協議会議事録

- 1 開催日時 平成 24 年 7 月 13 日（金）午後 2 時～午後 4 時
- 2 開催場所 春日井市役所南館 4 階 第 3 委員会室
- 3 出席者

【会長】

向 文緒（中部大学）

【職務代理者】

田代 波広（地域アドバイザー）

【委員】

斉藤 卓美（尾張北部障害者就業・生活支援センター）

市川 潔（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

恩田 享之（春日井市居宅介護支援事業所連絡会）

佐々木 はるみ（春日井保健所）

小川 修市（春日井公共職業安定所）

瀬尾 國治（春日井市身体障害者福祉協会）

戸田 三保子（春日井市肢体不自由児・者父母の会）

河野 まゆみ（春日井市手をつなぐ育成会）

藤原 博恵（春日井地域精神障害者家族会むつみ会）

伊藤 功一（春日井市社会福祉協議会）

【障がい者生活支援センター】

尾崎 智（春日苑障がい者生活支援センター）

住岡 亜美（春日苑障がい者生活支援センター）

永井 ちひろ（障がい者生活支援センターかすがい）

綱川 克宜（障がい者生活支援センターかすがい）

宮原 香苗（障がい者生活支援センター JHN まある）

梅村 和乃（障がい者生活支援センター JHN まある）

下村 真由美（障がい者生活支援センターあっとわん）

服部 由貴（障がい者生活支援センターあっとわん）

## 【事務局】

- 刑部 健治（健康福祉部長）
- 稲垣 正則（障がい福祉課長）
- 丹羽 勝彦（障がい福祉課長補佐）
- 清水 栄司（障がい福祉課主査）
- 松本 えみ（障がい福祉課主任）

## 【傍聴】 12名

### 4 議題

- (1) 障がい者生活支援センターの活動について
- (2) 平成23年度までの課題の整理及び平成24年度以降の取り組みについて
  - (ア) 連絡会の報告について
  - (イ) 部会の報告について
  - (ウ) 運営会議からの提案について
- (3) その他

### 5 会議資料

- (1) 春日井市地域自立支援協議会委員名簿
- (2) 障がい者生活支援センター集計
- (3) 相談支援事業所 相談に関する報告
- (4) 相談支援事業所連絡会報告
- (5) 障がい者生活支援センターにおける課題の整理
- (6) 住まいに関する研究会報告
- (7) 当事者団体連絡会報告
- (8) グループホーム・ケアホーム設置についてのアンケート
- (9) 連携部会（教育関係）報告
- (10) 春日井市サポートブック
- (11) 連携部会（医療関係）報告
- (12) 医療的ケアの実施に係るアンケート 回答結果
- (13) 連携部会（精神関係）報告
- (14) 精神保健福祉ガイド
- (15) 日中活動部会報告

(16) 春日井市地域自立支援協議会年表

(17) 地域課題の整理と解決に向けての取り組み

(18) 地域から見えてきた課題

(19) 障がい者生活支援センター利用者アンケート

## 6 議事内容

議事に先立ち、委嘱状の交付、部長挨拶、会長挨拶、各委員及び相談事業所出席者、事務局職員の自己紹介を行った。また、会議は公開とし、議事録は要点筆記とすることを確認した。

(会長) 議題1「障がい者生活支援センターの活動報告について」、相談支援事業所の代表から説明をお願いします。

(かすがい) 平成23年度の相談件数の合計は、7,238件ありました。平成22年度に比べて1割ほど増加しております。相談者数については、2,328名ありました。これも平成22年度に比べて約2割弱増加しています。

平成22年度と平成23年度の相談員数は変わりませんが、相談件数、相談者数ともに増加しています。

平成24年4月から5月までの集計については、資料のとおりです。

(会長) 事業所からの説明についてご意見、ご質問があればお願いします。相談員数は変化していないけれども、相談件数や相談者数が増加しているという報告でした。利用者の方々に何らかのご不便や問題がなかったかというふうに想像しますが、戸田委員、いかがですか。

(戸田委員) 件数については、毎回たくさんあると聞いています。昨年度の協議会では、相談員の数を増やして欲しいという意見もありましたが、今年度から計画相談が始まるという理由から増えなかったと伺いました。

父母の会は主に身体障がいですので、春日苑の報告を拝見しました。親が高齢になり、介護の負担が大きくなるという報告は自分と重なるところもありました。

課題の中で、40代～50代の方に対する社会資源の発掘について触れられていますが、知的遅れの少ない身体障がい者で、若いけれど仕事はできない人たちの活動の場があればいいという声は沢山ではありませんが出ています。生活介護に通うことで十分その人の生きがいになる場合もありますし、少し仕事をやりたいという方もいます。この課題にはそういう方たちも入るのかなと思いました。

それから、父母の会には、自分たちができるうちは子の介護を頑張るとい親が多くいます。しかし、将来のことを考えると、親ばかりではなく、ヘルパーの事業所等に本人を委ねて、本人も家族以外の人と関わられるように、また自分の思いを他者に伝えられるようになって欲しいと思います。先日、ある研修会で、在宅であっても親離れ、子離れを考えていく必要があるという話を伺いました。今後、相談支援事業所と相談しながらそういうことができれば良いと感じています。

(会長) 他にありませんか。なければ、「議題2 平成23年度までの課題の整理と平成24年度以降の取り組みについて」に移ります。始めに各連絡会及び各部会から報告していただき、引き続き運営会議から提案していただきます。質疑応答については、全ての報告が終わってからとします。それでは、事業所連絡会からお願いします。

(かすがい) 資料4及び資料17に基づき説明。

(会長) 次に当事者団体連絡会の報告をお願いします。

(河野委員) 資料7及び資料8に基づき説明。

(会長) 続いて連携部会(教育関係)の報告をお願いします。

(あつとわん) 資料9、資料10及び資料17に基づき説明。

(会長) 部会の活動は、終了ということですが、子ども部会というものが提示されているということですね。

続いて、連携部会(医療)から報告をお願いします。

(春日苑) 資料11、資料12及び資料17に基づき説明。

(会長) 次に、連携部会(精神関係)の報告をお願いします。

(佐々木委員) 資料13及び資料14に基づき説明。

(会長) 部会の活動は、終了ということですが、課題はあるため検討の場は欲しいということですね。

次に、日中活動部会の報告をお願いします。

(田代委員) 資料15に基づき説明。

(会長) 続いて住まいに関する研究会の報告をお願いします。

(春日苑) 資料6に基づき説明。

(会長) 次に、運営会議からの提案について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 資料16、資料17及び資料18に基づき説明。

相談支援部会の設置について提案。

(会長) 一度にたくさんの方の報告をいただきましたけれども、これまでの報告や説明についてご意見やご質問がございませんでしょうか。

(佐々木委員) 相談支援部会について、具体的な内容を教えてください。

(事務局) 部会員の構成については、これから検討していきますが、市が指定している特定及び障がい児相談支援事業者については、指定の際に、相談支援部会への参加を依頼しています。

部会では、特定及び障がい児相談支援事業者が立てた計画を検討し、その計画が実際のサービスとして適切なものかどうかを精査するという形を考えております。

例えば、知的障がいの方であれば、知的障がいについて専門的な意見をいただける方を随時お呼びし、計画についてアドバイスをいただきたいと思います。

(佐々木委員) そうすると、それは計画があるごとに行われるということですか。

(事務局) 部会は、定期的に行い、計画について検討していきますが、実際に全ての計画を精査していくことは非常に難しいため、その中でも困難事例や新規の計画を中心に検討していきたいと思っております。

(佐々木委員) そうしますと、事業者がまずは計画を立てて、それに対して検討するということですか。

(事務局) 春日井市においては、計画のサービス利用はまだまだ少ない状況にあります。法改正により、これから3年間をかけて、全てのサービス利用者に対して計画を作成することとなっておりますが、今後、計画のサービス利用が増えてきた際は、実際の計画を検討していき、計画の利用が少ないうちは、事例検討をしていく予定です。

サービス利用計画については、指定を受けた事業所も手探りでやっているような状態ですので、他市町村を参考にしながら、春日井市の一定の基準を作ることも検討していきたいと思っております。

(佐々木委員) わかりました。それから、相談支援には新たに地域移行支援・地域定着支援の相談も入ってきていると思っております。その部分についても相談支援部会で検討していただけるといいと思っております。

(事務局) 事業所が指定され、実際の事例が出てきた時には、考えていきたいと思っております。

(佐々木委員) もしも、保健所から相談支援を利用するといったのではないかと感じる人がいた場合、相談支援部会で検討していただけるのでしょうか。

(事務局) それは、一般相談支援ですか、特定相談支援ですか。

(佐々木委員) 今後、サービスの利用をするといいいのではないかとと思われる人を相談支援部会に紹介して、参加者で検討するということはできるのでしょうか。

(事務局) 実際に、サービスの利用が必要な障がい者の方がいれば、市や特定または障がい児相談支援事業所をご紹介ください。そこで作成されたサービス利用計画について、部会で検討していくという形になります。

(佐々木委員) まずは市に紹介すればよろしいのでしょうか。

(事務局) 特定及び障がい児相談支援事業所は、現在、市が委託している4か所の障がい者生活支援センターが行っている基本相談の部分も担っていただくこととなります。先に、そちらの事業所に相談していただいても結構ですし、実際にサービスの利用を決めているのであれば、障がい福祉課にご相談いただき、特定または障がい児相談支援事業所を紹介させていただくこともできます。

(会長) 相談支援部会の目的は、あくまでも計画相談支援自体の質の向上を図る、ということですね。

(事務局) まずは明確な目的として、特定及び障がい児相談支援事業所そのもののレベルアップを考えています。

(田代委員) 春日井市の現状として、指定を受けている特定及び障がい児相談支援事業所が非常に少ない状態です。他市町村においては、指定の事業所が多くあり、計画相談の実績が次々と出ているところもあります。国の基準では、これから3年間をかけて全てのサービス利用者の計画を立てることとされていますが、今後、指定の事業所がだんだん増えることによって何か問題が出ることもあるかもしれません。例えば、一つの法人が、自分の法人のところだけでサービスを整え、抱え込むような計画ができることです。事務局から説明があったように、相談支援部会では、支援者が集まり利用計画と一緒に検討し、そのような問題の予防やサービス支給決定が適当かどうかを検討し、利用計画の高位平準化を目指していくものだと思います。

また、いろいろなサービスを組み立てていく中で、どうしても障がい福祉サービスだけでは解決できない困難事例も出てくるかと思っています。相談支援部会では、参加者がそのような事例を検討する中で、新たな社会資源の開発ができるメリットも見え隠れしていると思います。相談支援部会が立ち上がり、いろんな支援者を巻き込むことで、この地域の連携が広がっていくことを期待しています。

(佐々木委員) 現在、特定相談の計画を立てられる事業所はどのくらいありますか。

(事務局) 今日現在で、春日井市が指定している事業所は3か所です。

(佐々木委員) その中には、既存の障がい者生活支援センターも入っていますか。

(事務局) 4事業所のうち1事業所が、指定を受けています。

(佐々木委員) これは個人的な考えですが、これまで4事業所は、基本相談部分についてたくさんの実績を積んでこられていると思います。やはり、基本相談があつて、利用計画を立てることにつながるといいますので、実績やスキルのある事業所が計画を立てていただくことが利用者にとって望ましいのではないのでしょうか。

これまでは、個別給付はされていませんが、ケア会議を開いたり、サービスの利用調整を実際にやっていらっしゃると思いますので、そのような支援に少しお金がつくということで、4事業所に計画を立てていただければと考えます。

(事務局) ご意見ありがとうございます。現在、市が4事業所に委託している業務は基本相談の部分です。相談件数も年々増加し、非常に忙しい業務の中、さらに計画相談を委託することで現在の業務が回らなくなる可能性があります。市としましては、基本相談と計画相談は、明確に分けたいと考えています。4事業所には、常勤かつ専任の職員の方に確実に基本相談の部分を担当していただくため、市の委託する業務に計画相談を入れることは、今のところ考えておりません。

ただし、各事業所が計画相談の相談員として別の職員を配置し、計画相談の指定を受けていただくことはできますので、そういった形で同事業所内において、委託の基本相談と計画相談の職員が連携を取りながら行っていただくことはよろしいかと思います。

(まある) 相談支援部会について事務局や田代委員からお話がありましたが、なぜ相談支援部会が必要であり大切になるのか、相談支援事業所の立場からお伝えしたいと思います。私たち相談支援事業所は、平成19年度から市の委託を受け、相談支援をやってきました。佐々木委員がおっしゃるように、ホームヘルプサービスの利用調整したり、日中活動の事業所につなげるケースはありますが、それぞれの事業所が担当する障がい種別によって支援の内容は変わってきます。例えば、身体障がいを担当する春日苑では、サービスの利用や事業所の調整という仕事わりと多くあったかと思います。しかし、知的障がいを担当するかすがいや精神障がいを担当するまあるでは、サービス利用にはほど遠いケースが多く比重を占めています。

今回、3年間で全ての障がい福祉サービス利用者に対し、介護保険と同じようにサービス利用計画を立てることが法制化されました。市が、委託相談の事業所にはやるべきこと

があって、計画相談の業務を委託することは考えていないと言われた時、私たちが平成19年度から積み上げてきて相談支援の中身をよくご理解いただいていたよかったですと思ったのが正直な感想です。

これから、計画を立ててくださる事業所が、本当に障がい者本人や、その方の生活についてよくわかった上で計画を立てられるのだろうかということについては、やはり不安があります。フォーマル・インフォーマルを問わずいろいろなサービスの情報や私たち委託の相談支援事業所が培ってきた関係機関との連携を相談支援部会でお伝えし、よりよい計画作成に役立てていただければと思います。

(会長) 今、お話のありましたまあるは、精神障がい専門であり、やはり直接介護の部分が非常に件数としても重要ですので、計画とは分けた方がいいというご意見だったと思います。身体障がい領域の方のご意見も伺ってみたいと思いますけれども春日苑はいかがでしょう。

(春日苑) 計画相談自体がまだ定着していないこともあり、実際、私どもにサービスの利用調整やヘルパーを使いたいという相談は多くあります。計画相談の業務は決して楽なものではなく、1件の計画を作るために必要な資料は膨大にあります。現在、春日苑では2人の相談員で業務を行っていますが、そこへ計画相談が入ってきた場合、普段の電話相談や関係機関との連絡・調整等の業務がかなりおろそかになることが予想されます。また、以前から相談員の過重業務については、問題として挙げられています。

個別給付があると言われますが、先ほど申し上げたとおり、資料作成も膨大な量であり、給付を受けるということは、それだけの請求業務を行う必要があります。

事務局からも説明がありましたが、委託の事業所に職員が余分に配置され、その人が計画相談をやっていくということについては、問題ないと思います。

(会長) 障がい福祉サービスを提供されている事業所側の意見も伺いたいと思います。市川委員、恩田委員いかがでしょう。

(市川委員) 私どもの事業所は、相談支援の指定を受けておらず、今後についても未検討であるため、今、この場で申し上げられるような意見が事業所の中から出ていないのが実情です。

知り合いの事業所からは、大手の事業所は指定に向けて動いているけれど、中小の場合は、まだまだ様子見というところで止まっていると聞いています。

(恩田委員) 計画を立てるためには、相談員を専任で置く必要があったかと思います。ま

た、法人の定款から変えなければいけないものですから、理事会にかけて定款の変更申請をして、一般または特定の指定を受けるという流れになります。

利用計画を立てるごとにその報酬は入りますが、収入を試算したところ、専任の職員を配置しては、人件費が出ないくらいの報酬だったと事務方から聞いております。しかし、そうは言っても、法人として取り組んでいかなければいけない事業だと思っていますので、今までに相談支援の経験はありませんが、これから勉強しながらやっていこうと考えています。

(会長) 春日井市は、基本相談のみを行う委託の相談支援事業所と、計画を立てる事業所を明確に分けて相談支援を行い、分けることによって起こる問題や心配について補うために相談支援部会を置いて、支援内容を向上させていこう、あまりひどい計画が立たないようにしようということを考えておられます。

それでは、実際に相談支援を利用される当事者団体の皆さんの意見を伺ってみたいと思います。瀬尾委員からお願いします。

(瀬尾委員) 身体障害者福祉協会では、サービス利用計画についての相談があまり出てきていないため、今の時点で申し上げる意見がありませんが、内容については、今後さらに勉強していきたいと思っています。

(戸田委員) 相談支援部会は、計画相談だけについて話し合うのではなく、困難事例も含めて計画相談の事業所と4事業所の方と話し合うものと考えていたため、自分のイメージしていたものと今日の説明は少し違っていました。

また、計画相談の事業所が市内に3か所しかないと聞き、今後、全てのサービス利用者に計画を立てていただけるのかどうか心配になりました。

(河野委員) 相談支援部会のイメージというのは、正直言ってつかめません。事業所連絡会とどこが違うのかというのも正直わかりません。メンバーは一緒だろうと正直思います。ただ、この計画相談を担当する事業所が今3か所あるということなので、その人たちが入るだけのものであれば、本当にいるのかなと、今お話を聞きながら思いました。

必要であるという訴えは分かるつもりです。利用者側としても質のいい計画相談は必要だと思いますし、質を落としては困ると思います。また計画相談がどの程度動いているのかよく分からないところから、この相談支援部会をやりましようと言われても、問題すら起こるか分からない、「たれば」みたいな話でやろうとしていることなのだと思います。当事者もそこには参加しないということなので、ちょっとイメージがつかめないでい

ます。

質が低下する前から何かをしておかなければいけない、高い水準のものからスタートしましょうというのであれば、そういう水準をどこかに置きながらやっていかなければいけないということも意味としては分かるつもりですが、本当に、今の時点で必要なのかなという疑問と、いいものであれば欲しいという気持ちが混同しています。

必要になった時に立ち上げられる準備はしておかなければならないと思います。まだ、必要かどうか分からない段階で議論しなければいけないのは、ちょっと辛いと感じます。

(会長) 必要があるかどうか分からないという点と、メンバーについてご意見があったと思いますが、部会員については何か検討がありましたか。事務局から説明をお願いします。

(事務局) 部会員についてはまだ確定していません。ただし、相談支援専門員は必ず必要であると思っていますし、部会員として確定した人員ではなくて、どういった計画かによってそれぞれ必要な専門の方をお招きする形を取りたいと思っています。

必要性に関しては、実際に計画というものがある程度出てきてからというよりは、出る前に春日井市の基準をある程度高いところに置いておきたいというのが気持ちとしてあります。

今、実際に春日井市としては事例が少ないのですが、他市町の事例というのはある程度出てきているものがあります。そういったものを持ち寄ったり、いろいろな事例は出てきますので、そういったものを検討しながら春日井市としての一定の基準を設定していければいいなというように思っています。計画が出てきてからでは少し遅いのではないかと考えます。

(会長) 問題が起こる可能性は十分あるわけですね。先ほどから抱え込みの問題等が出ていますが、本当に当事者本人のためになる計画ではなくて、事業者の利益になる計画というのが立てられる恐れはあります。そういったものをチェックする機能はどこかで欲しいという認識はありますね。

また、当然、当事者の視点が必要になってくるとは思います。これを事業者であるとか、相談支援者だけで検討していくということは、おそろくないのではないかと思います。当事者の視点を入れることを考えておかなければいけないと思います。

(河野委員) 計画相談そのものを全て検討するところではないわけですね。流れとしては、計画を立てると、それが障がい福祉課へ行き、支給決定になるわけですね。計画相談がどうなのかということをチェックするのが相談支援部会と見たらいいのでしょうか。

(事務局) 今のところは、計画案として挙がってきたものを支給決定につなげていくという形をとってはいるのですが、国としても明確な基準がなく、いいとか悪いという部分が非常に曖昧です。そのため、そういったところを相談支援部会で、いろいろな人の目が入る中で、見直しをした方がいいとか、こういったサービスをもっと増やしていけばいい、減らしていけばいいというところを話し合っただけで検討していけばいいのではないかと考えています。

(河野委員) 今までの私たちの経験からすると、数字等の資料的なものだけではない部分が質だと思うんですけども、その質について云々できるのは当事者のはずなんですね。この相談支援部会の中で、その部分を云々しようとする時に、一番それを言えるはずの人は当然入るんだろうと思うのですが、そう思っていていいわけでしょうか。

少し資料の読み方が浅いのですが、計画相談の事業所には全て相談支援部会に関わってもらいたいという事務局の考えと、そこに云々できる、誰が入るのですか。

もうこれは必要で、早くから動いていきたいという事務局のお考えであれば、構成メンバーはどういう人を考えているのか、もう少し具体的なものがあると検討内容ももう少し具体的にイメージできるのかなと思います。

(会長) 是非、当事者の意見が反映される部会にして欲しいというご意見だと思います。

(藤原委員) 私は、市で支給決定をする時に市もチェックすると思うんです。そして相談部会でまたチェックする。2回、3回とするわけですね。私たちは支給決定されたり、計画を立てられたりした場合、むしろ落ちこぼれるというか、傷ついて、また、もういやと諦めてしまうことがあるので、その受け皿をしっかりと今の4事業所さんに何故そういうふうになったのか、どこの計画が悪くてなったのかという、いわば言葉が悪いのですが、文句を言っただけで、私たちの味方になっていただきたいと思います。全体に、やっぱり精神の場合はそういうことが多いと思うので、そこを発掘していただいて、研究していただいて、継続して使えるようなシステムを作っていただいた方がいいのかなと思います。

2回、3回も本当にそんなにチェックがいるような、大手の法人さんがいろいろ経験して、そして立てられている計画に対して、そんなに構えていかなければいけないことかなと。そして、今も件数がどんどん上ってきて、過重労働になっているということで、それこそ体の方も心配ですし、私たちが助かるには、やっぱりその受け皿をきちんとしていただきたいなというふうに思いました。

(会長) 一つには、市がチェックするのに2重でチェックが必要かというご意見だったと思いますが、この部会については、むしろ、私が今までお話を伺って受けている印象ですと、市も、事業者も、皆、互いに学びあって高めていこうという部会なのかなと思っています。

そこに計画を立てる事業所も入っていただくことで、抱え込みのような不適切な計画というものが予防できるように、全体の意識を高めて、知識を高めあっていこうというものなのかなというふうに私は受け止めています。

もう一つ、藤原委員のおっしゃる計画に対する不満の受け皿ですが、これについては、また別の機能として必要だと思います。それについては、おそらく基幹相談支援センター等とも関連するかと思いますが、そのあたり事務局いかがでしょう。

(事務局) 実際に、市がチェックして、相談支援部会がチェックしてというところに関しては会長のおっしゃっていただいたとおりで考えております。

実際、計画というのは、まず案を作り、そこから支給決定がされ、最終的なサービス利用計画という本計画が立てられる流れになっておりますので、その案の段階でご利用者さんに提示されるべきところです。そこでご不満があれば、もう一度作り直しという形を取っていただける当然の権利があります。もし直接、言いくければ、市や相談支援事業所に言っていただいてもいいですし、別の特定相談支援事業所に計画案を作ってもらうことも可能です。

(会長) そういう意味でも基本相談支援の部分と計画のところを分けておく価値があるということでしょうか。藤原委員、いかがでしょうか。

(藤原委員) 利用者としたら、とても分かりづらい制度です。実際に利用してみた時、すごく戸惑うのかなと思ったり、市の責任や計画を立てる事業者さんの責任もあると思うので、やってみないとわからないと言われればそれまでの話になります。

私たちとしたら、やっぱり佐々木委員もおっしゃったようにつまづくことが精神は特に多いので、その受け皿が、今でさえ電話が繋がらない、予約待ちが長いという状況がまだ平成19年度から続いていますので、できればそこにやっぱり力を入れていただきたいと思います。

3年後には全員がそういう計画相談を受けると、どこに駆け込んでいいのかというのが分かりづらいというように思います。

(会長) 計画相談は計画相談の事業所に行っていただくわけですがけれども、それについて

の相談は、基本相談を行っている委託の相談支援事業所や市であるとか、そういうところに相談がさらにできるということですね。しかし、藤原委員のおっしゃるとおり、もっとそういう基本の相談支援をする事業所が増えればまたその選択肢も増えてよろしいですよ。そのあたりの数が増えることの期待というのはよく分かると思いますが、なかなか経済的な保証があるかどうかというのが厳しいところかなと思います。

(まある) 先ほど、何度も計画をチェックしなければいけないのかというご質問がありました。相談支援部会では、チェック機能だけを重視しているつもりではなく、支援機関の連携や情報交換、ケース検討等とおしての計画のレベルアップをより重視しています。介護保険制度においては、ケアマネージャーがいて、責任を持って聞き取りや認定調査の手配、サービス計画の作成、サービスの調整までをやるというのがすでに根付いていますが、障がい福祉の分野にはそういった支援がなく、今までヘルパーの事業所等からは、障がいの方はケアマネージャーがいないから大変だという声がありました。障がい福祉の分野では、利用者と事業所がクレームについても直接やり取りをしたり、希望のサービスを組み立てても、それがうまくかみ合わないことがあったため、ケアマネージャーのように客観的に計画を立てる人がいることは、おそらくいいことであると思います。ずっとケアマネージャーがいないことで障がいの方はやりにくいというように言われてきたことが、これから、3年間をかけて計画支援が広がり解消されていくと思います。

障がいの分野は、まだ計画支援が広まっていないため比較はできませんが、介護保険の分野では、当たり前のように高齢者に過剰なサービスを入れて稼いだり、一つのところで抱え込みをしている事業所があります。大手だろうと小さいところだろうと不適切な計画を立てている業者がいるのは事実です。先ほど佐々木委員が言われたとおり就労系の事業所は、それが就労支援になっているのだろうか、給付金目当てに障がい者が食い物にされているんじゃないかと思うような事業所が多々あります。

そういったことから、相談支援部会は、支援者間で情報交換しながら、本当に当事者や家族のためになるような計画を立てていくために、春日井市にとって必要なものだと思います。

(田代委員) もう少し煮詰めていければいいのかなと自分でも感じていますが、今、宮原さんが言われたとおり部会には、評価やチェックという視点が一つあって、その他に地域診断もできるのではないかと考えています。4 事業所もそうだと思いますが、本人や家族の要望に応えるための計画を作った時、足りない資源がどうしても出てくるかと思っています。

例えば、資料17を見ると、どこか通いたいといった場合に、移動手段がなければその人のニーズに応えられないわけですね。計画を立てる中で、個人のニーズに応えられない課題が出てくる。これが、どんどん地域課題として上っていき、相談支援部会でこの地域に何が足りないのかということも見えてくるのではないかと思います。このようなメリットもありますので、そういった視点も交えて相談支援部会や進捗管理の調査会について考えていただければと思います。

(会長) 今日はずいぶん、今年度この自立支援協議会を運営していくに当たっての新たな体制を確認していきたいと思います。それで、報告にありましたように連携部会の教育と精神は終了ということになりますが、相談支援部会や進捗管理調査会という会を新たに設けたという案がありますので、それに絡めてご意見をいただけるとありがたいと思います。今日初めてのご出席ですが斉藤委員いかがでしょう。

(斉藤委員) 計画相談については、今後、重要な課題であると思いました。実際に、サービスの利用申請時、計画相談が必要な近隣市においては、利用者が計画作成の事業所を必死で探しているようです。春日井市においては、計画作成の事業所がまだ少ない状況ですので、計画作成の需要と供給について考えておいた方がいいのではないかと思います。

(会長) 就労が専門の小川委員はいかがでしょう。

(小川委員) 就労に関して言えばその方それぞれに合った支援を当然行っていくわけですが、今、お話を聞いていて就労支援がどのように計画と関連してくるのだろうかと考えていました。就労というのは、最終的な段階に一番近いのではないかと思います。計画相談の全体的な流れの中で就労にどう結び付けていくのか、私どもがどのように関わっていくのか今後、検討していく必要があると考えます。

(会長) 障がい者の職業訓練や障がい者職業センター等の利用にあたっては職安を通すこととなりますので、おそらくそういう個別計画で、就労だけの支援になる方であれば、有識者としてご助力いただくという領域ではありますね。では、社会福祉協議会の伊藤委員からもご意見を伺いたしたいと思います。

(伊藤委員) 先ほど田代委員からチェックということではなくて、地域の診断という視点も必要ではないかというお話をいただきました。私もそのとおりだと思ひまして、公的なサービスが中心になってくると思うのですが、計画相談で計画を立てていっても、そこへ利用できる術がないという可能性があると思います。そういった時に、各事業所間の連携であったり、あるいは、大変難しいところもありますが地域の住民の皆さんやボランティ

アの皆さんの参画を得ていく方法があるのかなのかということをしつこくつかの目で確認し合うという意味において、チェック機能とは別に新たな資源を開発する、あるいは、資源を信頼しながらインフォーマルな資源についても提言ができるようなものになっていけば相談支援部会がより有効に機能するのではないかと思います。

(会長) そうしますと、部会について、その部会の委員は相談支援事業者中心になるのではないかというご心配の意見がありましたけれども、やはり、地域診断も含めてより多くの方々に入っていただくことで内容も高まっていくということが確認できたのではないかなと思います。そういう意味で、この相談支援部会の部会員については少し幅広く考えるということで、この部会を設置することについて、皆さんの承認を得たいと思います。事務局から何か意見はありますか。

(事務局) 今いただきましたご意見をもとに部会員の構成についての検討を早急に進めたいと思います。

(会長) 他にご意見はありますか。

(藤原委員) 先ほど、佐々木委員から連携部会の精神について報告がありました。福祉ガイドは成果物としてでき、それは喜ばしいことだと思っています。しかし、精神障がい者が地域で暮らすということに関しましてはまだ何も課題は整理されていない状況です。

平成19年度より私も自立支援協議会に参加していますが、事業所と地域からあがってくる課題、それから福祉ガイドを眺めて、いろいろなところを鑑みて考えると、精神障がい者が助かるには、やっぱり相談支援につながるものがまず一番であり、相談支援の充実しないというように考えています。

それで、今後、内容等を整理した上で当事者団体連絡会を通しまして、またここで皆様に協議をお願いしたいなというように考えていますので、精神の部会は、終結ということになりましたけれど、そちらの方からまた声を上げていって、ここで協議していただきたいというように考えています。よろしくお願いたします。

(会長) 是非、当事者団体連絡会から積極的なご意見を提出してください。

それでは、皆さんよろしいでしょうか。だいたい一通りご意見が出たと思いますので、運営会議から提案のありました相談支援部会の設置について承認を得たいと思いますが、よろしいでしょうか。承認をいただける方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(会長) ありがとうございます。それでは、相談支援部会の設置について全会一致で承認

が得られましたので、今年度からはそのように進めたいと思います。

次に議題3「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局) 資料の19に基づき説明。

(会長) 続いて何かありますか。

(事務局) それでは、先ほどもお話にあがっておりました基幹相談支援センターについて説明させていただきます。基幹相談支援センターは、障害者自立支援法第77条の2において地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、1つ目として、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の相談を総合的に行うこと、2つ目として、成年後見制度利用支援事業を実施することが規定されております。市の役割としては、2項で設置することができる、第3項で事業及び業務の実施を委託することができるという規定になっております。

また、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」というのが本年の3月13日の第180回の通常国会に法案が提出され、去る6月20日に可決成立し、6月27日に公布をされました。この法律の名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」といい、一般的には、障害者総合支援法と言われています。この法律が来年4月1日から施行されるため、先ほどの2つの役割に加えまして、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業等も加わってまいります。

基幹相談支援センターの設置等については市の任意となりますので、次回の自立支援協議会において市の方向性をこの会議でお示しできるように関係機関と調整し、他市町村の状況も踏まえ、検討していきたいと思います。

(会長) ただいまの説明についてご質問、ご意見等ございますか。

せっかくの機会ですので、委員の方々から何かご意見、ご質問はありますか。

(戸田委員) 部会のことについて少しお聞きします。日中活動部会と連携部会が発足し、参加させていただいていますが、当事者団体としては、日中だけではなく、夜間のことも課題としてあるため、日中活動部会の中でそれも検討していくというニュアンスのことを聞き、2年が過ぎました。ちょうど1年前だと思いますが、住まいに関する研究会を部会にして欲しいと河野委員が発言され、検討するというところで話が進みました。しばらくは住まいに関する研究会で活動し、その後、様子を見て部会として立ち上げるという話になっていたかと思えます。

当事者団体連絡会において、グループホーム・ケアホーム設置についてのアンケートを取るようになった経緯は、やはり親にとって、日中活動の場と将来的な生活の場の確保に不安があり、入所施設もこれからなくなるということで、まずは市内のグループホーム・ケアホームの状況を知ることが必要だと思ったからです。結果として、思ったより設置数は多くありましたが、それ以上に在宅の障がい者は多く、とても収まる人数ではありません。グループホーム・ケアホームに限らない生活もあるかなということで、住まいに関する研究会の活動から何かが見えてくるのではないかとすごく期待していましたが、将来的に部会が発足することはないのでしょうか。

運営会議で今回相談支援部会が提言されましたが、提言までには4事業所の方たちの下準備があったと事務局からお聞きしました。下準備だけでも親の思いだけではできませんが、将来的に住まいのことについて部会を設置し協議していただくことが可能かどうか事務局に確認したいと思います。

(会長) 部会か研究会かというのは、委員の設置の自由性等にも関連していますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今、会長のおっしゃったように部会員の設定に関しては、規則や要領の整理が必要になる部分がありますが、それ以前に住まいに関することについての部会が立ち上がるかどうかは、これはもちろん課題としてあがっていて、重要性が高いものと思っておりますので、ゆくゆくは部会としての設置も検討していくことになると思います。住まいに関しては、グループホームが前提なのか、そうではない社会資源も視野に入れて考えていくのかというところで、協議する内容が大きく変わってくるかと思えます。グループホームの設置がありきであれば、これは自立支援協議会で検討してもなかなか難しい問題であると思いますので、今、住まいの研究会で検討しているようにその他社会資源の発掘を目的にしているのであれば協議会の中で検討していくべき課題で、ゆくゆくは部会になっていくのかなということを考えていますので、そこの検討、どこへ提起していく課題なのかを整理していく必要があると思います。

(戸田委員) 当事者の親としては、必ずしもグループホームだけではなく、将来的に可能であれば1人暮らしや共同の生活等、幅広い住まい方を考えており、逆にグループホーム以外の選択に期待しています。グループホーム以外の住まい方が地域でできればこんないいことはありません。

今、家族と同居している人といっても、少しのサポートで暮らせる人もいれば、たくさ

んのサポートがないと暮らせない人もいます。障がい種別によっても望む暮らしは違うと思いますので、幅広い住まい方について春日井市のこの自立支援協議会で考えていただけることを切に願います。

(藤原委員) 私は感想なのですが、この資料17と資料16ですが、凄く細かく分析して、それから記録されてできていると思うんですが、はたして私たちの悩みどころというのはどこにあるのかなというように一つひとつチェックしてみたのです。そうしたら、かなり今回の場合入っているのかなというように思いました。3年後に障がい者の方々が、例えば春日井市に1万1千人いるとするならば、計画相談の対象にそれぞれの方が理想でいけばなると思います。

この中で様々な部会ができて、様々な成果物ができて、じゃ、それからどのように考えていこうかというような、その先がないんじゃないかなというように、これを眺めていてすごく感じました。

できたことはいいのですが、その先の研究がなされていないと思いました。部会が繋がっていかないことが少し気がついたところですが、それをどこで誰が考えるのかなと思いました。戸田委員が先ほどおっしゃいましたけれど、運営会議の中でパッと出てきたことを私たちはこの協議会の中で聞くわけですけども、本当はもっとこういうところも言いたいのかなとか、ざっくばらんに話せるところがあるといいのになというように考えるんです。

私たち協議会の委員として役割も責任もきっとあると思います。ただただ報告を聞いて、『あ、そうですか』というふうに聞き流せない部分もあるので、そこらへんをざっくばらんに話せるような場について、今後、この協議会以外のところで話し合えるところがあるといいのか、それとも運営会議の情報が私たちに事前に逐一流れるようにした方がいいのか、そういうところも含めて運営会議の中で協議していただければ私たちも分かりやすいのかなと思います。他の部会の動向も分かるのかなというように考えました。

(会長) 運営会議は毎月開催していますが、その会議の内容というのは各連絡会とか、当事者団体の連絡会を介して伝わっているものと思います。しっかりとお伝えいただいて、そこでまた新たに出た意見を連絡会を介して毎月の運営会議にフィードバックしていただければありがたいですし、なかなかタイミングが合わなければ事務局に直接そういったものを挙げていただいてもよろしいかなと思います。

今回、資料16、17のように整理していただいて、やはり住まいに関する件とか、中途障

がい者の件、移動支援の件等については、本当にこれからまだまだ取り組んでいかなければいけないテーマだということに私も気がつきました。

相談支援部会については、本日、承認いただきました。新たな体制でまたこの1年頑張っていきたいと思います。

上記のとおり、平成24年度第1回春日井市地域自立支援協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び職務代理者が署名及び押印する。

平成24年9月20日

会 長 向 文 緒

職務代理者 田 代 波 広